

第 316 号

4.11.22

富士見市議会

様式第4号（第6条関係）

令和4年11月22日

富士見市議会議長 齊藤 隆浩 様

会派名 公明党
代表 篠田 剛

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和4年11月9日（水）

2 参加者名 篠田 剛、深瀬 優子、山下 淑子、篠原 通裕

3 場所（行政視察地・研修場所） 静岡県富士宮市役所

4-1 調査・研修事項

富士宮市 ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取組

（1）市の概要

富士宮市は、富士山の南西麓に位置し、富士山を御神体として平安初期に造営された富士山本宮浅間大社の門前町として発展。昭和17年大宮町と富丘村が合併して、県内で7番目に市制を施行した。その後、昭和30年に富士根村と、昭和33年に北山村、上野村、上井出村、白糸村と、平成22年には芝川町と合併し、現在の市域となった。

恵まれた自然環境や優れた食資源を活かし、「フードバレー構想」を掲げ、食と環境の調和による安全・安心な食生活を守るとともに、資源循環型社会の形成に取り組み、静岡県や大学との連携や都市交流などによりネットワークの形成を図りつつ、全国へ情報を発信している。また、食材の地産地消を進め、農林水産業をはじめ観光、商業、工業等の産業振興を図るとともに、心身の健康づくりや食育を推進することで、日本一元気な富士宮市の創造を目指している。SDGs未来都市にも認定されている。

人口 129,654人（令和4年4月1日現在）

面積 389.08km²

一般会計予算 473億1千万円（令和4年度）

(2) 調査の概要

生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様化・複雑化しており、支援ニーズと現行制度の間にギャップが生じてきたため令和2年社会福祉法が見直された。るべき福祉体制の一つに属性を問わない相談窓口をもつことが求められている。

①福祉総合相談支援体制構築の背景と経緯

- ・行政として法体系、制度の枠を超えての支援体制が構築されてないことによる問題が増加。複数の制度が重なる相談に十分対応できなかった。
- ・福祉に関する初期相談のアセスメント及び相談機関の連絡調整を実施する福祉総合相談窓口の設置に取り組み始めた。
- ・最初は全世帯の福祉総合窓口ということで関係部署が統合し50人程度の大きな一つの課ができた。
- ・65歳以上の高齢者のみを対象とした、地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給される国からの交付金に対して、対応する必要が生じ現在は各種相談支援機能を明確に分ける体制に変更。
- ・福祉総合相談窓口は福祉企画課と福祉総合相談課の2つの部署がワンストップで現在相談受理している。

②福祉総合相談支援体制の内容

- ・市内の地域には地域包括支援センターは直営1か所（福祉企画課）、ブランチが5か所ありそれぞれ連携、協働して各地域にも相談支援体制機能がある。
- ・主訴が明確されていないケースや重層的な課題のあるケースは、福祉相総合相談課と福祉企画課どちらでも相談受理をする。
- ・受理後は課題を抱えている利用者や家族に面接。解決に向けさまざまな情報を収集し分析をする。専門部署や機関へ連絡し調整、支援体制構築などを行う。さらにモニタリングし伴走的支援を行う。

③現状と課題

- ・コロナ禍の影響もあり、庁内の物理的配置が変わり相談の中核の福祉総合相談課と福祉企画課が離れた位置になり連携がとりにくくなった。
- ・多様化・複雑化している問題に相談できる人材の配置、人材育成の仕組みに検討を要する。
- ・個別支援から地域づくりに展開する仕組みづくりが不十分。地域の中で潜在化する課題を官民協働で解決することを目指す。

5-1 感想及びまとめ

担当者から「多様化・複雑化した困難・生きづらさを抱えている相談者は、ご自身でも何に困っているのか明確にわからない、あるいはご自身では困っているとは感じない方が多い」という話しとともに、交通整理をするように現状の把握・分析を支援することが重要である

ことを述べられており、福祉総合相談窓口の設置は福祉政策の中でも力を入れるべき重要な点の一つであることを感じた。

富士宮市では早くからその点に着目し体制を確立されているが、「お一人おひとりの問題が解決に至るまで支援しきれていないかもしれない」とも述べられており、理想の高さと献身的姿勢が大変印象的だった。

形だけ体制が整備されているのではなく、属性を超えて住民一人ひとりの暮らしや生きがいづくりに向け、効率的に取り組む体制づくりについて、大いに参考となった。